

大泉町  
重層的支援体制整備事業  
実施計画(素案)

令和7年11月  
大泉町

# 目 次

## 第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3

## 第2章 重層的支援体制整備事業において実施する事業及び 実施体制について

1. 重層的支援体制整備事業の概要	4
大泉町の重層的支援体制	5
2. 各事業の実施体制	6
(1) 包括的相談支援事業	6
(2) 参加支援事業	7
(3) 地域づくり事業	8
(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	10
(5) 多機関協働事業	10

## 第3章 計画の進行管理

1. 事業実施結果の評価・検証	12
-----------------	----

# 第Ⅰ章 計画の概要

## I 計画策定の背景と趣旨

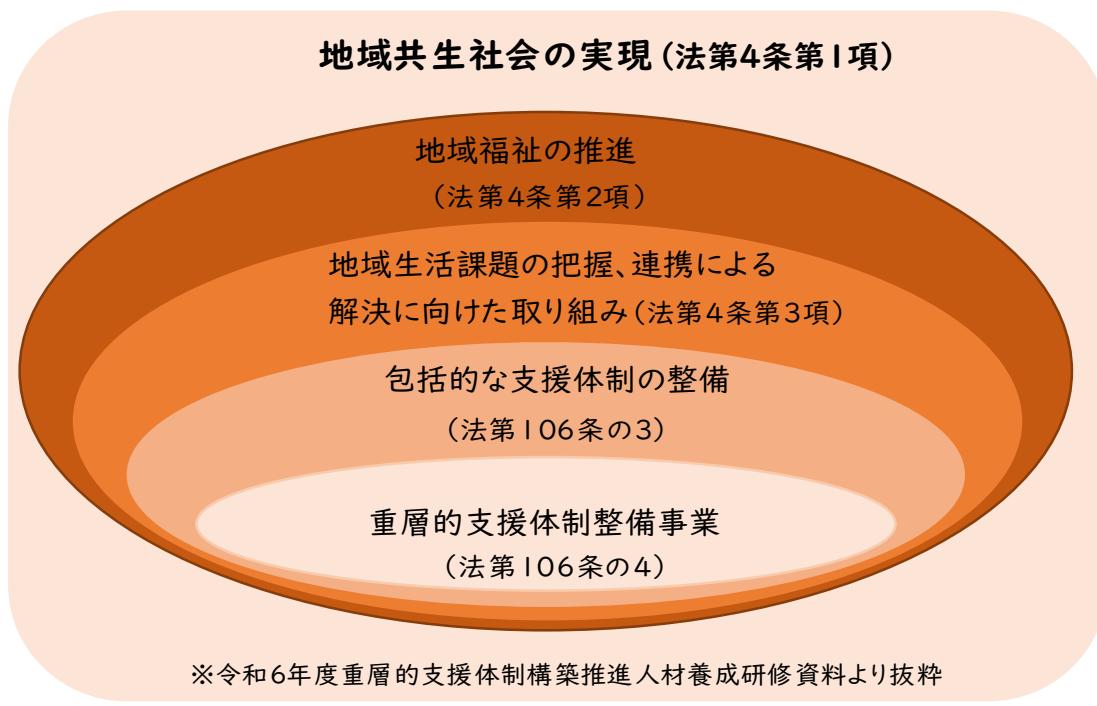
少子高齢化・人口減少が進行する中で、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は複雑化・複合化しており、さらに、核家族化や生活習慣の多様化により、家庭や地域とのつながりが希薄化しています。

近年では、「ヤングケアラー※」や「ひきこもり※」など、既存の制度の枠組みにあてはまらない課題や、「8050問題※」、「ダブルケア※」といった一世帯で複数の課題を抱えるという問題が顕在化しています。

そのため、これまでのような対象者ごとの縦割り制度による公的な福祉サービスだけでは支援が難しい状況となってきたことから、平成30年（2018年）の社会福祉法（以下、「法」という。）の改正に「市町村が包括的な支援体制づくりに務める」旨が規定され（法第106条の3第1項）、令和3年（2021年）の改正では「重層的支援体制整備事業」に関する条項（法第106条の4）が創設され、包括的な支援体制整備に関する新たな一手法として定義されました。

こうした背景を踏まえ、第三次大泉町地域福祉計画の基本目標3では「みんなで支え育てる福祉（ぬくもり）」を掲げ、その取り組みとして重層的支援体制の整備を実施することとしています。

本町においても令和8年度（2026年度）から「重層的支援体制整備事業」を実施します。

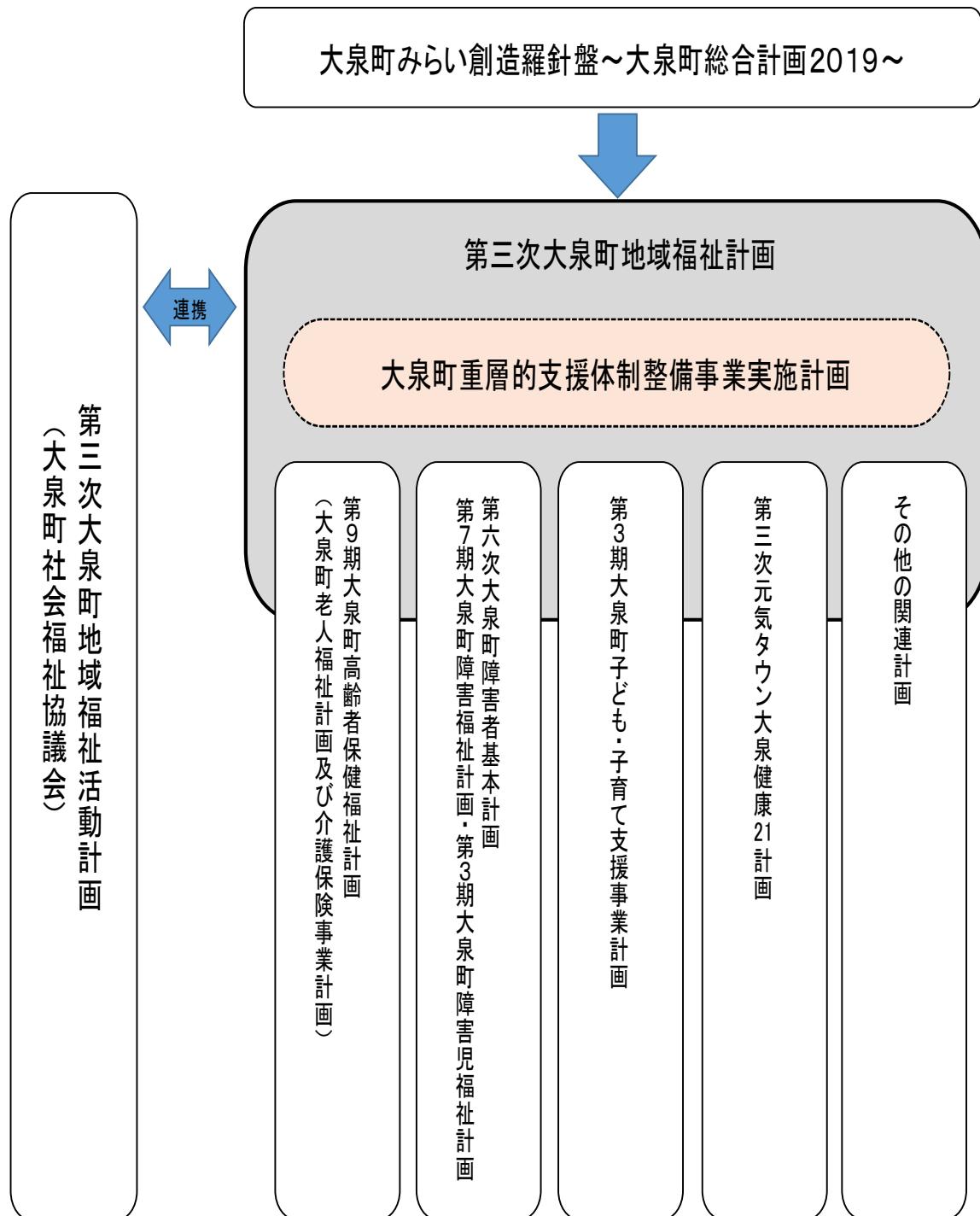


- ※ ヤングケアラー：本来大人が担うべき家族の介護や日常生活上の世話などを、過度に行っていることもや若者のこと
- ※ ひきこもり：様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと
- ※ 8050問題：80代の親が50代のひきこもりなどの理由で自立できない子を経済的・精神的に支え続けることで、親も子も社会的に孤立・困窮してしまうこと
- ※ ダブルケア：子育てと親や親族の介護を同時にを行うこと

## 2 計画の位置付け

本計画は、法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

また、第三次大泉町地域福祉計画の基本理念「みんなで作ろう福祉の輪 おおいすみ」を共有し、併せて、総合計画や福祉分野別の計画等と整合・連携を図り推進していきます。



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、事業開始の令和8年度（2026年度）から第三次大泉町地域福祉計画の終期である令和9年度（2027年度）までの2年間とします。

令和10年度（2028年度）以降は、次期大泉町地域福祉計画と一体的な策定を予定します。また、関連法の改正等により、基本的な事項の改定や新たに取り組むべき事項が生じた場合は必要に応じ見直しを行います。

令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)		
大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～							
第三次大泉町地域福祉計画 【2023年度～2027年度】	次期計画(予定)						
重層的支援体制整備事業 実施計画	次期計画(予定) (次期、大泉町地域福祉計画と一体的に策定予定)						
第9期大泉町高齢者保健福祉計画(大泉町老人福祉計画及び介護保険事業計画) 【2024年度～2026年度】	次期計画(予定)			—			
第六次大泉町障害者基本計画 【2021年度～2026年度】	次期計画(予定)						
第7期大泉町障害福祉計画 【2024年度～2026年度】	次期計画(予定)			—			
第3期大泉町障害児福祉計画 【2024年度～2026年度】	次期計画(予定)			—			
第3期大泉町子ども・子育て支援事業計画 【2025年度～2029年度】			次期計画(予定)				
第三次元気タウン大泉健康21計画 【2024年度～2035年度】							

## 第2章 重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制について

### I 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、既存の「高齢」「障害」「こども・子育て」「生活困窮」の相談支援等の取り組みを活かしつつ、町全体の支援機関などが断らずに受け止めつながり続ける支援体制を構築することをコンセプト<sup>\*</sup>に「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を柱として実施するものです。

その取り組みを効率的・円滑に実施するために、「アウトリー<sup>チ</sup><sup>\*</sup>等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」を新たな機能として位置付けて、事業を一体的に実施するものです。

<b>1.包括的相談支援事業</b> (法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none"><li>属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li><li>支援機関のネットワークで対応する</li><li>複雑化・複合化した課題は多機関協働事業につなぐ</li></ul>
<b>2.参加支援事業</b> (法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none"><li>社会とのつながりを作るための支援を行う</li><li>利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチング<sup>*</sup>やメニューをつくる</li><li>本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li></ul>
<b>3.地域づくり事業</b> (法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none"><li>分野や世代等を超えて交流できる場や居場所を整備する</li><li>交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネート<sup>*</sup>する</li><li>地域のプラットホーム<sup>*</sup>の形成や地域における活動の活性化を図る</li></ul>
<b>4.アウトリー<sup>チ</sup>等を通じた継続的支援事業</b> (法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none"><li>支援が届いていない人に支援を届ける</li><li>会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける</li><li>本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li></ul>
<b>5.多機関協働事業</b> (法第106条の4第2項第5号・第6号)	<ul style="list-style-type: none"><li>町全体で包括的な支援体制を構築する</li><li>重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li><li>支援関係機関の役割分担を図る</li></ul>

\* コンセプト：基本的な考え方

\* アウトリー<sup>チ</sup>：自発的に援助を求めてこない対象者へのアプローチ方法であり職員等が地域に積極的に出て対象者と対面し潜在的なニーズを表に出せるよう援助していくこと

\* マッチング：条件や希望の合う物事を結びつけること

\* コーディネート：全体のバランスを考えて、要素をうまく組み合わせること

\* プラットホーム：地域の福祉課題を共有・協議する場、サービス利用者と提供者をつなぐ場

# 大泉町の重層的支援体制

## 1. 包括的相談支援事業

関係機関相談窓口

- ・地域包括支援センター
- ・障害者相談支援センター
- ・障害者基幹相談支援センター

**個別支援会議（本人同意無）**

- ①支援に必要な情報共有
- ②必要な支援体制の検討

（福祉課 社会福祉係）

- ・支援プラン作成
- ・支援のコーディネート

## 5. 多機関協働事業

単独で解決できない問題を協議依頼

問題を解きほぐし  
関係機関につなぐ

- ・生活困窮者相談
- ・ひきこもり相談

・こども家庭センター

連携

## 各支援関係機関等

町（関係各課）・弁護士（法律相談）・保健福祉事務所・ハローワーク・児童相談所・民生委員・児童委員協議会・社会福祉協議会・大泉警察署など

## 2. 参加支援事業 3. 地域づくり事業

2 ひきこもり相談（直當）  
(相談・就労・見守り)

2 認知症カフェ事業（委託）

2 生活困窮者等生活就労支援事業（直當）

3 地域介護予防活動支援事業  
(社会福祉協議会へ委託)

3 生活支援体制整備事業  
(社会福祉協議会へ委託)

3 地域活動支援センター事業  
(社会福祉協議会へ指定管理)

3 生活困窮者等のための地域づくり事業  
(フォードバンク事業：委託)

3 ニーズに合わせた参加の場  
(子ども食堂・ボランティア活動・地域活動等)

## 4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

-訪問相談  
-モニタリング

## 重層的支援会議（本人同意有）

- ①支援プランの適切性の協議
- ②支援プランの共有
- ③支援プラン終結時の評価
- ④社会資源の充足等の検討

ケース会議

支援プラン検討・指示  
支援プラン指⽰・アウトリーチ  
事業の見直し・改善  
終了

連携

連携

## 2 各事業の実施体制

### (1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

包括的相談支援事業は、高齢、障害、こども、生活困窮の分野ごとに行われている相談支援を一体として実施し、相談支援者が、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える問題の解きほぐしや整理を行います。

受け止めた相談のうち、当該、相談支援者のみでは解決が難しい場合には、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行います。課題が複雑化・複合化しており、各支援関係機関の役割分担の整理が必要な場合には、多機関協働事業に繋いで支援を行います。

#### ■本町における包括的相談支援事業の実施体制

##### ア. 地域包括支援センター運営事業

担当部署	運営形態	施設名称及び取組内容
高齢介護課	委託	<b>大泉町地域包括支援センター（既存事業）</b> 地域の高齢者等の総合相談と包括的支援体制を確立し、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

##### イ. 障害者相談支援事業

担当部署	運営形態	施設名称及び取組内容
福祉課	委託 直営	<b>大泉町障害者相談支援センター（既存事業）</b> 障害者（児）及びその家族の総合的相談窓口として、地域社会の中で自立した生活が送れるように必要な福祉サービスの提供や社会参加の機会を促し、その家族等が継続して相談支援を受けられるよう取り組みます。 <b>大泉町障害者基幹相談支援センター（既存事業）</b> 地域全体の障害者（児）相談支援体制を強化するための中心的な役割を担い、地域移行・定着支援・権利擁護・虐待防止など、より広範で包括的な支援を行います。

#### ウ. 利用者支援事業

担当部署	運営形態	施設名称及び取組内容
こども未来課	直営	<b>大泉町こども家庭センター（新規事業）</b> 母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なく漏れのないよう支援を行います。

#### エ. 福祉事務所未設置町村による相談事業

担当部署	運営形態	取組内容
福祉課	直営	生活困窮者及びその家族や関係者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行い、自立の促進を図るとともに関係機関と連携することで利用者に適した支援を行います。

### (2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

既存の制度では対応できないニーズに対して、本人や世帯のニーズ、課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけ、本人や世帯の支援ニーズや状態にあったメニューを検討します。

マッチング後も支援ニーズや状態にあった支援が実施できているかフォローアップ※等を行い、本人や世帯と社会の繋がりづくりに向けた支援を行います。

#### ■本町における参加支援事業の実施体制

##### ア. ひきこもり相談事業

担当部署	運営形態	取組内容
福祉課	直営	経済的な困窮状態にないひきこもりの人に対して、本人とその世帯のニーズや課題などを丁寧に把握し、支援メニューのコーディネートや地域の社会資源とのマッチングを行い、社会との繋がりを取り戻すための支援を継続して行います。

※ フォローアップ：その結果や進捗を確認・支援すること

#### イ. 認知症カフェ事業

担当部署	運営形態	施設名称及び取組内容
高齢介護課	委託	<b>認知症カフェ事業（既存事業）</b> 認知症である人及びその家族並びに認知症である人の支援に関心のある地域住民が気軽に集うことができる場所を地域に設け、カフェやイベントを開催します。

#### ウ. 生活困窮者等生活就労支援事業

担当部署	運営形態	取組内容
福祉課	直営	生活困窮者等に対する就労支援を行います。

### (3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

高齢、障害、こども・子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに地域で実践されている活動や人を把握し、「人と人」、「人と居場所」などをつなぎ合わせるなどコーディネートを行い、交流、参加、学びが生まれ、広がるよう働きかけます。また、多様な担い手が出会うプラットホームを促進し、地域における活動の活性化や発展を図ります。

#### ■本町における地域づくり事業の実施体制

##### ア. 地域介護予防活動支援事業

担当部署	運営形態	施設名称及び取組内容
高齢介護課	委託	<b>大泉町地域包括支援センター（既存事業）</b> 介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に関する「ボランティアの育成」、「多様な地域活動組織の育成及び支援」等を行い、地域の高齢者の通いの場等の活動を行います。

イ. 生活支援体制整備事業

担当部署	運営形態	施設名称及び取組内容
高齢介護課	委託	<b>社会福祉法人大泉町社会福祉協議会（既存事業）</b> 生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けてボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域資源のマッチング等を行います。

ウ. 地域活動支援センター事業

担当部署	運営形態	施設名称及び取組内容
福祉課	委託	<b>社会福祉法人大泉町社会福祉協議会（既存事業）</b> 安心できる居場所、こころや身体や人間関係の練習の場としての創作活動や余暇活動、軽運動等を行います。

エ. 地域子育て支援拠点事業

担当部署	運営形態	施設名称及び取組内容
こども未来課	委託	<b>地域子育て支援センター事業（既存事業）</b> 子育て親子の交流する場の提供と交流の促進、子育てに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供等を行います。

オ. 生活困窮者等のための地域づくり事業

担当部署	運営形態	施設名称及び取組内容
福祉課	委託	<b>フードバンクおおいずみちよだ（既存事業）</b> 生活困窮者等に対する食料支援を行います。

#### (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業であり、多くのケースは、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されます。このような対象者像を踏まえ、アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人やその世帯と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人との繋がりづくりに向けた支援を行います。また、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するため、民生委員児童委員協議会をはじめとする関係団体等と連携し、生活に困りごとを抱える本人やその世帯の早期発見に努めます。

#### ■本町におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制

担当部署	運営形態	内容
福祉課	直営	訪問・電話・通知等を用いたアウトリーチ支援の実施及びニーズの把握、見守りの実施を行います。

#### (5) 多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号・第6号）

支援関係機関等から繋がれた、複雑化・複合化した支援ニーズについて、様々な課題の解きほぐしが求められる事業等に対して支援を行います。事案に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事案全体の調整機能の役割を果たすものであり、主に支援者を支援する役割を担う事業です。必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメント※を行うなど、直接的な支援や支援プランの作成を行います。また、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ることを通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取り組みや支援手法の創出も行います。

#### ■本町における多機関協働事業の実施体制

担当部署	運営形態	内容
福祉課	直営	包括的相談支援事業者から繋がった複雑化・複合化する課題の解きほぐしを個別支援会議・重層的支援会議で行い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を決定します。

※ アセスメント：対象者の問題や状況の本質、原因等を理解し援助に必要な方針を立てるため対象者が何を求めているのかを正しく知り、対象者の能力や生活環境等を把握し、生活全般の課題を把握すること

#### ア. 個別支援会議

複雑化・複合化した課題等があり支援が必要である（と思われる）にもかかわらず、本人から同意が得られないために支援体制の整備が進まないケース等について、早期の支援体制の検討等を行う会議です。

会議の構成員に対して守秘義務を課し、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していくながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行います。

内 容	①課題を抱える人に対する支援に必要な情報交換 ②課題を抱える人に対する支援に必要な体制に関する検討 ③設置目的を達成するために必要と認められる事項の協議
開 催	随時
構 成 員	町関係各課・福祉課長が必要と認める者
所 管 課	福祉課

#### イ. 重層的支援会議

本人から同意を得られているケースについて、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等による継続的支援事業の支援プラン（個別支援計画）が適切なものであるか確認を行うとともに、支援にあたって関係機関等の役割について調整及び事業評価等の検証等を行う会議です。

内 容	①支援プランの適切性の協議 ②支援プラン終結時等の評価 ③社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
開 催	定例（2か月に1回）開催及び必要時に随時開催
構 成 員	町関係各課・福祉課長が必要と認める者
所 管 課	福祉課

## 第3章 計画の進行管理

### I. 事業実施結果の評価・検証

本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携のもとで実施するものであるという趣旨を鑑み、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、①関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定②計画に基づいた事業実施③事業進展の見える化や今後の方向性を評価・検証④実施結果等を踏まえた計画見直しについて、PDCAサイクルにより事業を実施していきます。

